

平成 29 年度

筑波大学大学院  
ビジネス科学研究科企業科学専攻  
企業法コース  
入学試験問題

[外国語]

英語

(2016 年 9 月実施)

**[注意事項]**

答案用紙は、2 枚使用し、裏面は使用しないこと。

以下の文章(注は省略している)を読んで、問1から問4に答えなさい。

著作権法により公開していません。

(Geoff Pearson, Sporting Justifications under EU Free Movement and Competition Law:  
The Case of the Football ‘Transfer System’, *European Law Journal*, Vol. 21, No. 2)

- 問1 下線部①を日本語に訳しなさい。
- 問2 下線部②の **barriers** とは具体的にはどのようなものか。
- 問3 下線部③の **these aims** とは具体的にはどのようなものか。3つ挙げなさい。
- 問4 下線部④を日本語に訳しなさい。

平成 29 年度

筑波大学大学院  
ビジネス科学研究科企業科学専攻  
企業法コース  
入学試験問題

## [専門科目]

(2016 年 9 月実施)

### [注意事項]

1. 問題のうちいずれか 1 問について 答えなさい。
2. 解答に当たっては、どの問題を選択したかを明示しなさい。
3. 選択した問題が明示されていない場合には、問題 1 に対する答えとして採点するので、注意すること。
4. 答案用紙は、2 枚使用し、裏面は使用しないこと。

## 問題 1

民法上、心裡留保・錯誤・強迫の場合、虚偽表示や詐欺の場合と異なり、善意の第三者を保護する規定がない。

**問 1** 心裡留保・錯誤・強迫の場合、善意の第三者は保護されるか。それぞれの場合について述べなさい。

**問 2** **問 1**で保護される場合、いかなる根拠に基づき、どのような第三者が保護されるか述べなさい。

(参考条文)

(心裡留保)

第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

(虚偽表示)

第九十四条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

(錯誤)

第九十五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

(詐欺又は強迫)

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

## 問題 2

会社法では少数株主の「締出し」（少数株主の意に反して、多数株主が強制的に金銭と引換えに株式を買い取る行為）が認められている。そのような「私的な『収用』」を行う行為が会社法下で容認されうるのはなぜか、論理的に説明しなさい。

また、会社法上、少数株主の「締出し」の方法として利用できる制度にはどのようなものがあり、当該制度の下で図られている少数株主の保護の可能性についても述べなさい。

## 問題 3

外国法人課税に関し、平成 26 年度税制改正で導入された帰属主義の概要及び趣旨について、従来の総合主義（全所得主義）と対比しつつ論じなさい。